平成２９年（フ）第４２５号
静岡県島田市大草535番地の１　市営大草住宅　Ｂ棟403号室
債務者　河村　綾子
1　決定年月日時　平成29年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４３８号
静岡市葵区駒形通４丁目２番７号
債務者　関本　義雄
1　決定年月日時　平成29年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４３９号
静岡市葵区駒形通４丁目２番７号
債務者　関本　重子
1　決定年月日時　平成29年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１４号
北海道旭川市永山３条21丁目１番24号　ツインキャンパス101号室
債務者　浅田　美佳
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２２４号
北海道旭川市永山１条６丁目５番３号
債務者　澤田　康博
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３６９２号
大阪府摂津市正雀４丁目３番９号
債務者　日浦　千恵（旧姓芳本）
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９３０号
大阪府三島郡島本町東大寺３丁目42番地の９
債務者　藤原　義人
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９６２号
大阪市東淀川区西淡路３丁目４番３－305号
債務者　仲間　美香
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０８５号
大阪市東住吉区北田辺３丁目10番22号
債務者　森　　武市
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３２７号
大阪市東淀川区豊新５丁目２番26号　大幸ハイツ　403号、前住所大阪市東淀川区瑞光１丁目３番12号　明徳ビル　202号
債務者　増田真奈美
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３２８号
大阪市都島区都島北通２丁目10番１号　山陽コーポ　403号
債務者　ムーン里美
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３４２号
大阪府八尾市田井中１丁目179番地
債務者　麻田　美枝
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３９０号
大阪府東大阪市花園本町１丁目12番６号ロータリーハイツ花園106号
債務者　奥田　　亮
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５５号
栃木県芳賀郡芳賀町大字東水沼2355番地１
債務者　増渕　祐一
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係